

熊本市危機管理指針

熊 本 市

目 次

第1章 総 則 -----	1
第1 目 的 -----	1
第2 定 義 -----	1
第2章 市の責務 -----	2
第1 基本的責務 -----	2
第2 計画と実施 -----	3
第3 職員の責務 -----	3
第3章 市民・事業者の役割 -----	3
第1 市民の役割 -----	3
第2 事業者の役割 -----	4
第4章 危機管理の基本方針 -----	4
第1 事前対策 -----	4
第2 緊急対策 -----	5
第3 事後対策 -----	7
第5章 計画の策定 -----	7
第1 熊本市地域防災計画 -----	8
第2 熊本市国民保護計画 -----	8
第3 熊本市事件等対処計画 -----	8
参 考 -----	9

第1章 総則

第1 目的

この指針は、本市域において本市が実施する危機管理に関する基本事項を定めることにより、本市及び関係機関等そして市民とが連携を図り、総合的、計画的かつ効果的に対処し、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とします。

第2 定義

1 危機事象

危機事象とは、「市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれのある事態」をいいます。

この指針においては、これを「災害」、「武力攻撃事態等」及び「事件等の緊急事態」の三つに大別して定義します。

(1) 災害

災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で定められている「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいいます。

(2) 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 2 条第 2 号及び第 3 号で定められている「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」等をいいます。

(3) 事件等の緊急事態

事件等の緊急事態とは、大規模な事故、感染症、環境汚染等、災害や武力攻撃事態等以外の危機事象をいいます。

2 危機管理

危機管理とは、危機事象発生の可能性がある場合は、被害の発生防止や被害の軽減が図れるよう備え、また、被害が発生した場合は、迅速な対応を実施し、被害を最小限に抑えけるとともに再発防止の対策を実施することをいいます。

第 2 章 市の責務

第 1 基本的責務

市は、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市の有するすべての機能を十分に発揮するとともに、国、県、他の地方公共団体、その他の関係機関等と相互に連携・協力し、危機事象に係わる対策を総合的に推進する責務を有します。

第2 計画と実施

市は、国、県、他の地方公共団体、その他の関係機関等の協力を得て、法令に基づく計画及びこの指針に基づく計画、並びにそれぞれの計画の実施にあたって必要な細部計画を策定し、これを実施する責務を有します。

第3 職員の責務

職員は、常に危機管理に関する知識・技能の習得に努め、危機事象発生時は、直ちに従事し、市民の生命、身体及び財産の安全を確保する責務を有します。

第3章 市民・事業者の役割

第1 市民の役割

- 1 市民は、平常時から様々な危機事象に備えるために、危機管理に関する知識・技能の習得に努めるとともに、市民自らできる危機事象に備えるための手段については、自ら講ずるよう努めるものとします。
- 2 市民は、危機に対する訓練等に参加することで、危機事象に際して自発的な活動等を実施できるように努めるものとします。
- 3 市民は、事業者、地域の各種団体等と相互に連携・協力を図るよう努めるものとします。

第2 事業者の役割

- 1 事業者は、その管理する施設、組織等における危機事象の発生を抑止するとともに、その能力を活用して市の危機管理に積極的に協力するよう努めるものとします。
- 2 事業者は地域社会の一員として、積極的に市民、地域の各種団体等と相互に連携・協力するように努めるものとします。

第4章 危機管理の基本方針

第1 事前対策

市は、事前対策として、平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全をきすよう努めます。

1 危機事象に関する調査等

市の各部局は、平常時から危機事象の発生に関する要因・危険度・被害等について調査等を行い、その結果を予防対策、緊急対策及び事後対策に反映します。

2 点検・確認の実施

市の各部局は、所管業務や情報連絡及び緊急体制の点検・確認などを実施するとともに、施設や設備、資機材等の適切な管理を行い、緊急時に有効に活用します。

3 訓練等への取り組み

市は、危機事象を想定した訓練や危機管理に関する知識・技能を習得するための研修等に、積極的に取り組んでいきます。

また、訓練等については、市民、事業者、関係機関等との連携・協力を図り、十分な効果を発揮できるように努めます。

4 関係機関との連携強化

市は、危機事象が発生した場合には迅速かつ的確な緊急対策を実施できるよう、平常時から関係機関等と連携を密にして、協力体制の強化と推進に努めます。

5 市民・事業者への情報提供

市は、市民・事業者と行政が一体となって危機事象に備えることが重要であることから、危機管理に関する情報を積極的に提供し、市民・事業者と情報の共有をしていきます。

第2 緊急対策

市は、危機事象が発生した場合、市民の生命の安全確保を最優先するとともに、被害や影響を最小限にとどめるための緊急対策を迅速に実施します。

1 危機事象発生時の組織体制

市は、危機事象が発生した場合、直ちに関係部局が必要な体制をとり、機動的かつ横断的に対応するとともに、状況に応じて全庁的な組織体制に移行します。

2 対処方針の決定

市は、危機事象が発生した場合は速やかに必要な情報を収集・分析し、対処方針を決定します。また、これを周知徹底して確実に緊急対策を実施します。

3 関係機関等と連携した緊急対策の実施

市は、危機事象が発生した場合には、被害や影響を最小限に止めるために市民、事業者、関係機関等と連携・協力して、人命救助・救急医療・消火活動等の緊急対策を実施し、事態の収束に努めます。

4 公共機関等への応援要請

市は、危機事象が発生した場合には、その危機事象の発生規模や被害状況により、必要と認められる場合には、所定の手続きをもって、国、自衛隊、警察及び他の自治体等から速やかな応援を得られるように努めます。

5 市民への情報提供

市は、危機事象が発生した場合には、危機事象に関する情報や被害情報等市民が必要とする情報は、あらゆる広報手段を活用し、迅速かつ的確に提供します。

第3 事後対策

市は、事後対策として危機事象が収束した後には、市民生活の速やかな回復を図るため援護するとともに、危機事象の再発防止、被害の軽減、緊急対策の改善を目的として総合的な検証を行います。

1 市民生活の早期回復

市は、危機事象が収束した後には、関係機関等と相互に協力して被災者等の生活援護等を行い、市民生活の早期回復に努めます。

2 検証

市は、危機事象が収束した後に危機管理全体について総合的な検証を行い、予防及び被害の軽減などの改善策を明確にして、今後の計画等にこの検証結果を反映させます。

第5章 計画の策定

市は、「熊本市地域防災計画」、「熊本市国民保護計画」、「熊本市事件等対処計画」の三つの計画を策定し、この指針の目的を

実現します。

第1 熊本市地域防災計画

「熊本市地域防災計画」は、災害対策基本法に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、「熊本市防災会議」が策定する地域防災計画であり、災害の種類に応じて「震災対策編」、「風水害対策編」及び「その他災害編」に区分し、三編で構成しています。

第2 熊本市国民保護計画

「熊本市国民保護計画」は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」及び「熊本県国民保護計画」に基づき、武力攻撃事態等に備えて、市民の保護のための措置の実施に関する計画で、「熊本市国民保護協議会」に諮問したうえで策定します。

第3 熊本市事件等対処計画

「熊本市事件等対処計画」は、この指針に基づき、大規模な事故、感染症、環境汚染等、災害や武力攻撃事態等以外の危機に対処するための計画として策定します。

参 考

指針を構成する計画の体系（第 5 章関係）

